

岐阜市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年5月18日

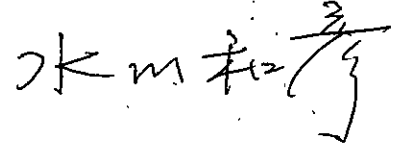
岐阜市教育委員会 教育長

岐阜市教育委員会規則第2号

岐阜市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則

岐阜市教育委員会公告式規則（昭和31年岐阜市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。



改正後	改正前
(教育委員会規則の公布) 第2条 (略) 2 (略) 3 教育委員会規則の公布は、 <u>市の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と公布の対象となる事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機（市の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものをいう。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとることによりこれを行う。ただし、電子情報処理組織等の障害、天災その他の特別の事情により当該措置をとることができない場合その他教育委員会が特に必要と認める場合は、市役所の掲示場に</u> 掲示することによりこれを行う。 (規程の公布等) 第4条 <u>規程、告示、訓令等</u> （以下「規程	(教育委員会規則の公布) 第2条 (略) 2 (略) 3 教育委員会規則の公布は、 <u>市役所の掲示場に</u> 掲示してこれを行う。 (規程の公布等) 第4条 <u>告示、訓令その他の教育委員会の定</u>

等」という。)を公布し、又は公表しようとするときは、公布又は公表の旨の前文、年月日、番号及び教育委員会教育長名を記入して、教育委員会教育長印を押さなければならない。

2 第2条第3項及び前条の規定は、規程等に準用する。

める規程（以下「規程」という。）を公布し、又は公表しようとするときは、公布又は公表の旨の前文、年月日及び教育委員会教育長名を記入して、教育委員会教育長印を押さなければならない。

2 第2条第3項及び前条の規定は、規程に準用する。

附 則

この規則は、令和8年5月21日から施行する。